

大館クリーンセンター基幹的設備改良工事・運営事業  
特定事業の選定に関する客観的な評価結果について

令和元年 9 月

大館市

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>事業概要</b> .....	<b>1</b>
1	事業名称 .....	1
2	事業の目的 .....	1
3	対象となる事業の概要 .....	1
4	事業方式 .....	1
5	事業内容 .....	1
6	事業期間 .....	1
7	サービス対価の支払 .....	2
<b>第 2</b>	<b>市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価</b> .....	<b>2</b>
1	概要 .....	2
2	公共財政負担額の定量的評価 .....	2
3	定性的評価 .....	3
<b>第 3</b>	<b>総合評価</b> .....	<b>4</b>

# 第1 事業概要

## 1 事業名称

大館クリーンセンター基幹的設備改良工事・運営事業

## 2 事業の目的

現在、大館市（以下「市」という。）は、市内で発生する一般廃棄物を、PFI 法に基づいて民間事業者が所有し、運営する大館クリーンセンター（以下「本施設」という。）で処理しています。本施設は稼働開始から 13 年以上が経過しており、各設備の老朽化が進行していることにより、今後も本施設で市の一般廃棄物の適切な処理を継続するためには、基幹的設備改良工事を実施し、より一層の運営の効率化を図る必要があります。

こうした中、市は、本施設の基幹的設備改良工事・運営事業について、PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け、提案内容を検討した結果、その有効性を確認したところです。

本事業では、民間事業者の創意工夫を以って、本施設の基幹的設備改良工事及び運営を行い、回収したエネルギーの発電等を通じた有効活用と環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現するとともに、市の一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を実現することを目的とします。

## 3 対象となる事業の概要

民間事業者が、稼働から 15 年が経過することとなる老朽化が進む本施設の主要設備を更新する基幹的設備改良工事を実施し、工事期間及びその後 10 年間に渡って本施設の運営を一括で行うものとします。また、民間事業者が、本施設の基幹的設備改良工事に係る資金の調達も行い、運営期間（10 年）にわたって施設を所有するものとします。

なお、10 年間の運営期間終了時点において、継続して本施設の運営を行わない場合、本施設は解体・除去されるものとし、かかる解体・除去業務も民間事業者の業務範囲とします。ただし、解体・除去業務に係る費用は民間事業者との契約締結後に協議によって決定することとし、事業者選定の段階では当該費用の見積提出は求めません。

## 4 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業方式は、民間事業者が本施設の所有権を保持し、自らの資金調達により基幹的設備改良工事を施した上で、施設の維持・管理及び運営を行う B00 (Build-Own-Operate) 方式（以下「B00 方式」という。）とします。

## 5 事業内容

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業者が事業契約を締結し、事業者が事前業務、基幹的設備改良工事業務、運営業務、解体・除去業務を行うものとします。

## 6 事業期間

本事業の事業期間は、事業開始から 2 年間で基幹的設備改良工事期間（以下「工事期間」

という。)とし、工事期間終了後の10年間を運営期間とします。

## 7 サービス対価の支払

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者からサービスを購入する対価として、事前業務、基幹的設備改良工事業務、運営業務、解体・除去業務に係るサービス対価を支払います。

サービス対価の支払いは、運営開始後の10年間の運営期間中、固定費と変動費の合計額が支払われるものとします。固定費は、毎年一定額とし、変動費は一般廃棄物の処理量に応じて変動するように設定します。

## 第2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### 1 概要

#### (1) 選定の基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の軽減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービスの水準の向上が期待できることを選定の条件としました。

#### (2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出のうえ、これを現在価値に換算して累計することで評価を行いました。

#### (3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合の定性的な評価を行いました。

### 2 公共財政負担額の定量的評価

#### (1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものではありません。

## VFM算出に使用した主な条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
概要	新施設を市が自ら建設・運営する。 運営期間は10年間とする。	本施設を基幹的設備改良工事により延命化し、10年間稼動する事業をB00方式により実施する。
算定対象とする経費の主な内訳	① 新施設整備費（設計費、建設費、工事監理費） ② 運営費 等	① 基幹的設備改良工事費（設計費、建設費、工事監理費） ② 運営費 等
資金調達の内訳	① 起債（金利0.5%、15年償還） ② 交付金（建設費の1/3）	① 民間資金（金利2%、10年償還） ② 交付金（建設費の約1/2）
共通の条件	① 事業期間 : 令和元年度～令和13年度 ② 事業規模 : 処理能力90t/日の一般廃棄物焼却施設 ③ インフレ率 : 0% ④ 割引率 : 2.0%	
施設整備及び維持管理に関する費用	類似事業における事業費実績等を勘案して設定。	基本設計により積上げた数量をベースとした事業者の見積りに基づき設定。

### (2) 評価結果

算出にあたっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間にわたり年度別の算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約8%程度削減されることが期待できます。

## 3 定性的評価

### (1) 民間事業者へ移転されるリスクの評価

PFI事業で本事業を実施する場合においては、リスクをもっともよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて、市と事業者で事業リスクを分担することとします。したがって、施設整備のための設計・施工におけるリスク、事業の資金調達におけるリスク等は、ごみ量の変動による運営リスク等とともに民間事業者へ移転されることとなります。このリスク移転により、次の効果を期待することができます。

- ① 工事段階において、事業者が工期の管理を行うとともに、工期の遅延等のタイムオーバーリスクを民間事業者が負担することにより、計画どおり円滑に事業を遂行

できることが期待できる。

- ② 事業期間において、プラントの運営及び保守管理を民間事業者の責任とするとともに、プラント運転等に係る技術的瑕疵等に起因するコストオーバーランリスクを民間事業者が負担することにより、事業が効率的となることが期待できる。

## (2) 公共サービス水準の評価

PFI 方式で事業を実施する場合においては、事業者となる民間企業が、技術力及び経営能力等を活かした施設整備及び運營業を一貫して行うため、事業の合理化、効率化が図られます。これにより、環境負荷の低減等の面において、公共サービスである一般廃棄物処理事業の水準の向上を期待することができます。

## 第3 総合評価

以上のことから、本事業は PFI 事業で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となり、その結果として、定量的評価における公共財政負担の削減及び定性的評価における効果を期待することができます。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定することとします。

以上